

## ■ インドネシア向け輸出 B/L,及び Manifest 上記載必須項目のご案内

〈お客様各位〉

2018年6月4日

REF CS18-002D

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ハパックロイドでは5月30日よりインドネシア向け貨物Manifest申告に関し、新しい必須項目を設定することとなりました。

今後は下記情報をインドネシア税関申告の為、shipping instruction上にご記載頂きます様、宜しくお願い致します。

### 1. TAX ID

NPWP(15ケタで構成される納税者登録番号)に類似した番号でございます。TO ORDER B/Lの場合,Notify Party様のTAX IDをご記載下さい。またこのTAX IDは数字部分15桁のみご記載下さい。(例 : NPWP 01.001.680.6-054.000 の場合、010016806054000とご記載下さい)

### 2. HS Code

貨物品名毎の6桁のHS CodeをCargo Description上にご記載下さい。

### 3. House BL(NVOCC及びForwarder様)

House BLが発行されている場合、その情報を船社BL面上に記載することが義務付けられております。House BLを発行されている場合、Shipping Instruction上に”HBL issued”とご記載下さい。この度の規則では、House BLを発行されておりますNVOCC/Forwarder様はManifest情報をインドネシア税関に直接申告する事となっております。

もし上記情報をご提示されない場合、インドネシア税関による貨物保留の危険性が生じる可能性がございます。これにより生じました費用等は弊社では請負かねますので、何卒宜しくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、弊社カスタマーサービス部までお問い合わせ下さいます様、お願い申し上げます。

以上

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

As agent of Hapag-Lloyd AG